

平成29年2月6日（月）
第15回草津市景観審議会
資料1

《議事1》

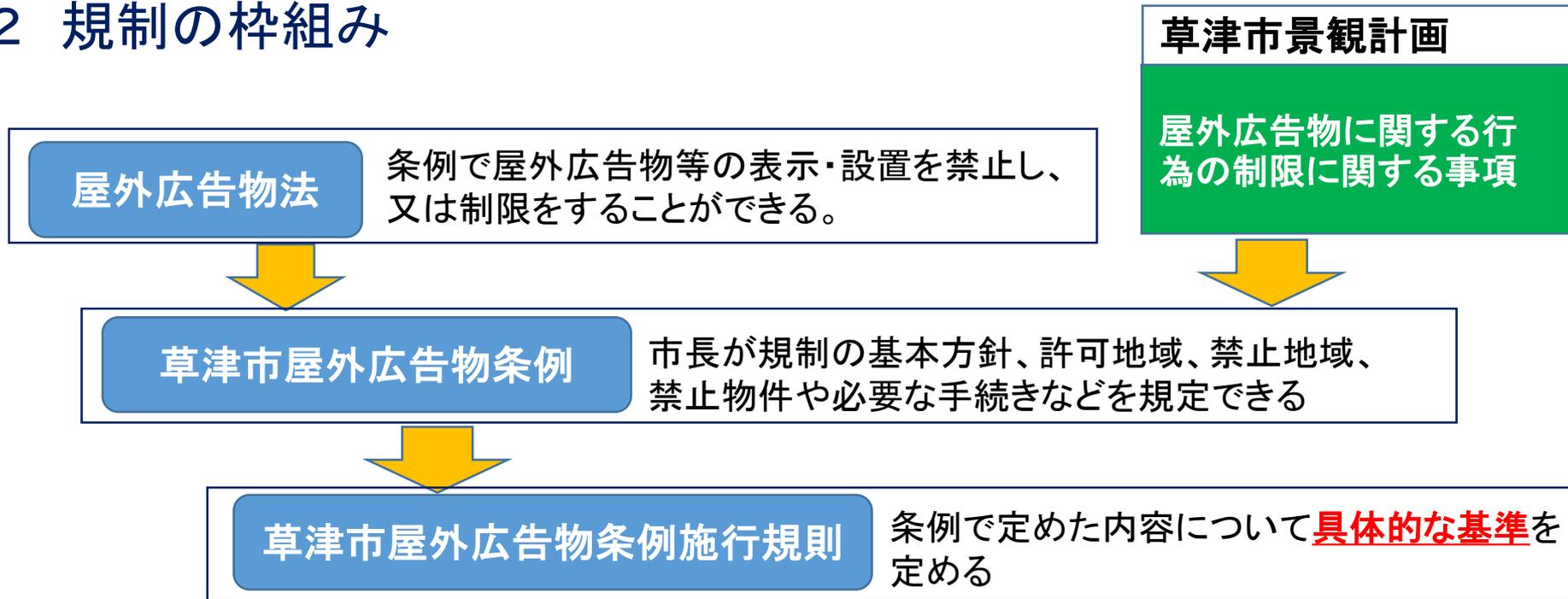
草津市屋外広告物条例施行規則の 改正について

屋外広告物の概要・規制の枠組み

1 屋外広告物とは・・・

- ① 常時又は一定の期間継続して
- ② 屋外で
- ③ 公衆に表示されるものであって
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

2 規制の枠組み



草津市における屋外広告物の規制経過

規制経過

昭和24年 屋外広告物条例 制定

昭和36年 滋賀県屋外広告物条例 制定

昭和46年 滋賀県屋外広告物条例 全部改正

平成16年 地方分権一括法および屋外広告物法 一部改正 [△]
県が条例で定めた場合、屋外広告物の事務を景観行政団体の市町村で処理することができることが明記された。また違反に対する措置の追加がなされた。

平成19年 滋賀県からの委任により草津市屋外広告物規制の指導を開始

平成23年 景観行政団体へ移行
草津市景観計画の策定と並行して屋外広告物の基準について検討

平成24年 草津市景観計画 施行

平成25年 草津市屋外広告物条例 制定
条例化する際に、従前の【滋賀県屋外広告物条例】を参考に、景観計画に基づき草津市独自の基準を追加

県条例が県下一律規制で、草津市の景観特性にそぐわない部分があること、昭和46年大改正の規制であることから、現況に対応できない項目が生じてきた。

草津市屋外広告物条例について

1 条例の特徴

県条例の内容を基本として・・・

- ①規制エリアの変更(幹線道路沿いにおける非自家用野立広告物)
- ②広告規制型景観形成地区(モデル地区)(まちなかに琵琶湖岸並みのルールを設定)
- ③推奨基準適用地区(モデル地区ルールを市内に波及)

2 許可の基準と見直しについて

条例

禁止広告物(第3条)
禁止物件(第4条)
禁止地域(第5条)

許可(第6条)

広告規制型景観形成地区
推奨基準適用地区(第7条)

許可の申請(第10条)
許可の期間、条件(第11条)
許可の基準(第12条)

代執行、違反に対する措置
(第19条～第27条)

手数料、罰則、審議会への諮問
(第28条～第34条)

許可基準の
見直しを行うもの

規則

許可の基準
(第9条)

条例第29条
意見を聴く

改正

条例第29条に基づき、景観審議会に意見を聴き、改正するもの

屋外広告物規制の目的

- ・ 良好な景観の形成又は風致の維持



- ・ 公衆に対する危害の防止



屋上看板の支柱部のサビ



老朽化した屋上看板

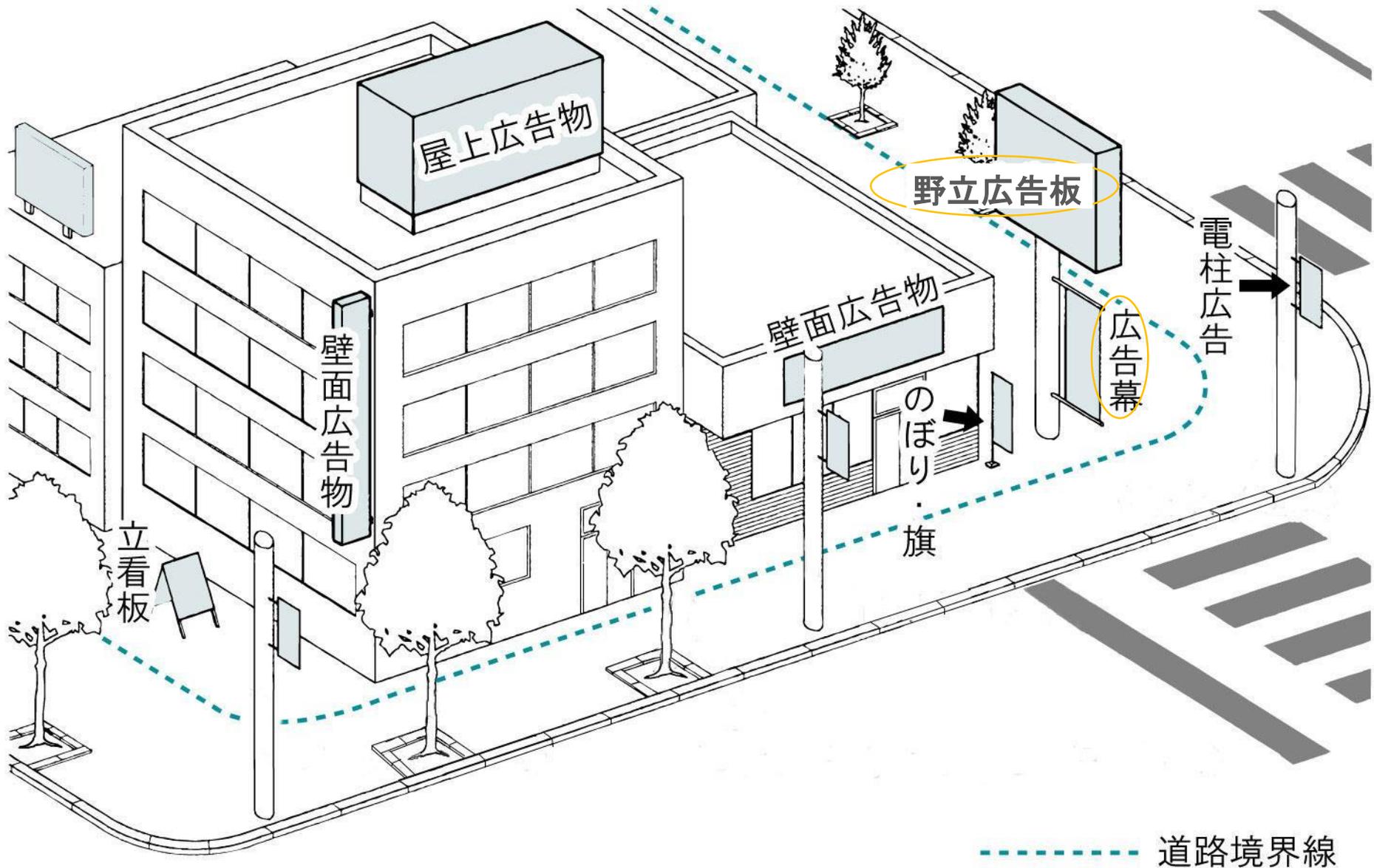


倒壊したポール看板の根本



外壁との取付部の腐食

屋外広告物の種類



掲出する場所における広告物の種類

・ 自家用広告物

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、**自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物または掲出物件**のことをさします。

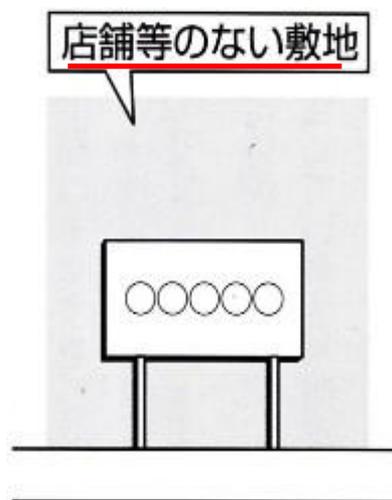
・ 非自家用広告物

自家用広告物以外をさします。非自家用広告物のうち事業をしている場所への誘導する標識を、**案内図板**とし 案内表示が全体の4割以上必要と定義しています。



案内図板

地図や案内表示が4割以上



非自家用広告物



自家用広告物

広告物の制限について

- 広告物の中で特に任意の場所に掲出できる非自家用広告物は、景観を阻害する可能性があります。



景観阻害がされることを抑えるために
下記の主に4つの制限項目について、
市内を6つの区域を分けて規制をかけています。

- ① 掲出面積の制限
- ② 広告物の高さの制限
- ③ 広告物の相互間距離の制限
- ④ モデル地区では色の制限

禁止地域1

- 草津市景観計画に定める琵琶湖岸ゾーン

禁止地域2

- 第1・2種低層住居専用地域 ●風致地区 ●指定文化財の周囲50m ●史跡名勝天然記念物の指定範囲 ●琵琶湖国定公園特別地域 ●景観計画に定める河川・緑軸 ●名神・新名神高速道路 ●都市公園・緑地 ●古墳および墓地

第1種許可地域

- 草津市景観計画で定める幹線道路軸または県道大津能登川長浜線の道路境界から30m以内 ●鉄道から100m以内 ●名神・新名神高速道路または東海道新幹線から500m以内の地域

第2種許可地域

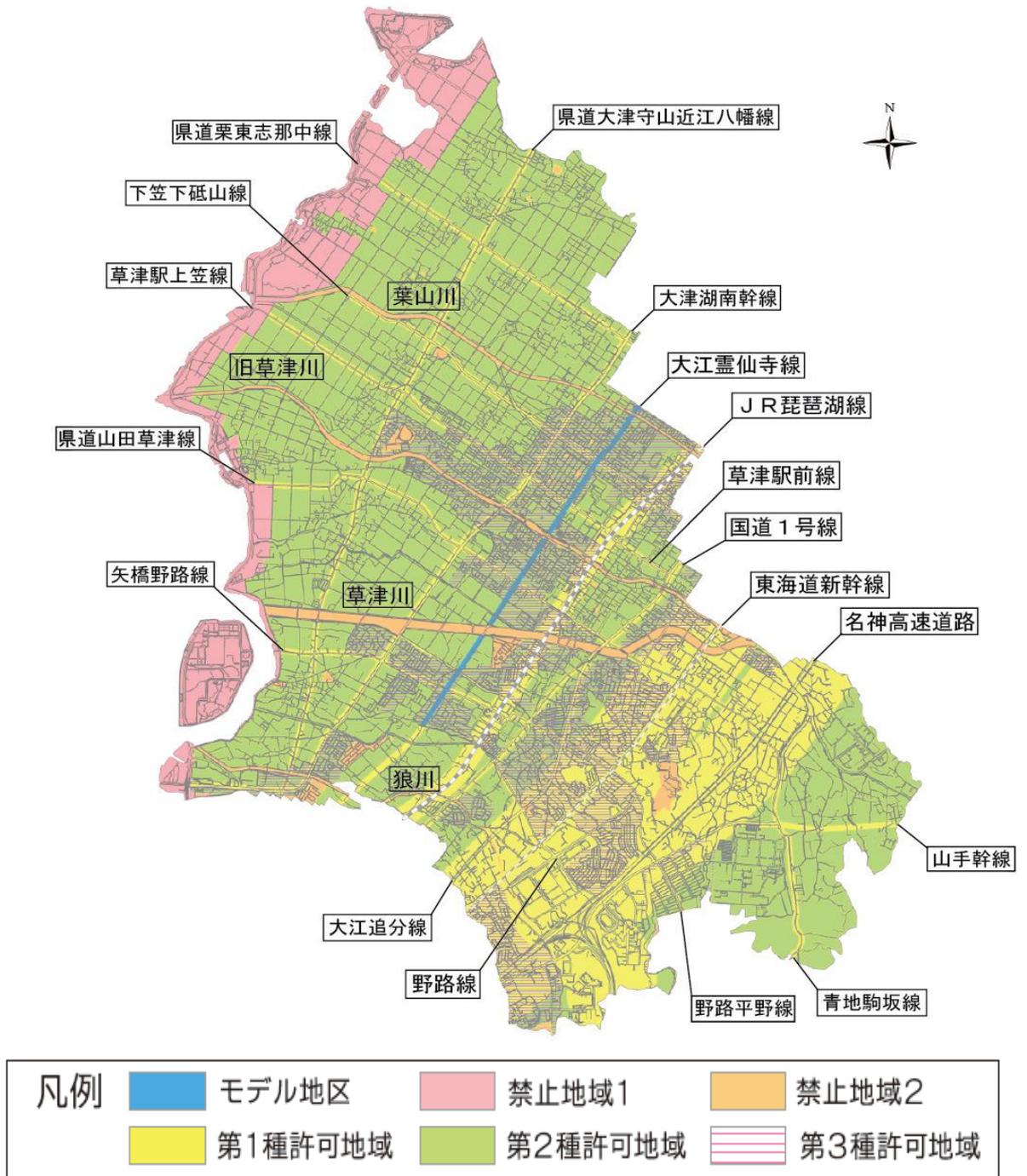
- 第1種許可地域およびモデル地区以外の地域

第3種許可地域

- 第1種許可地域および第2種許可地域のうち住居系用途地域^(※)の区域

広告規制型景観形成地区(モデル地区)

- 都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30m以内の地域



広告物の制限について

屋外広告物を掲出する場合、地域や広告物の種類によって、許可が必要な場合があります。

地域の種類	禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	モデル地区
各地域の範囲	景観計画に定める琵琶湖岸ゾーン	第1・2種低層住居専用地域、風致地区、指定文化財の周囲50m、史跡名勝天然記念物の指定範囲、琵琶湖国定公園特別地域、景観計画に定める河川・緑軸、名神・新名神高速道路、都市公園	草津市景観計画で定める幹線道路軸または県道大津能登川長浜線の道路境界から30メートル以内、鉄道から100メートル以内、名神・新名神高速道路または東海道新幹線から500メートル以内の地域	第1種許可地域およびモデル地区以外の地域	第1種許可地域および第2種許可地域のうち住居系用途地域(※1)の区域	都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30メートル以内の地域 総量規制 15㎡まで
自家用広告物	総面積が5㎡を超える場合は許可申請が必要 総量規制 禁止地域1・・・15㎡まで		総面積が10㎡を超える場合は許可申請が必要			総面積が5㎡を超える場合は許可申請が必要 総面積が5㎡以下の場合には届出が必要
非自家用広告物(野立広告物)	設置できません(※2)		設置できません(※2)	すべて許可が必要	すべて許可が必要 また、第1種許可地域のうち住居系用途地域(※1)では、原則として設置できません(※2)	設置できません(※2)
非自家用広告物(野立広告物以外)			すべて許可が必要		すべて許可が必要	

※1：都市計画法に基づく第1種および第2種中高層住居専用地域、第1種および第2種住居地域、準住居地域を指します。

※2：「案内図板」は許可を受けて設置できます。

広告物の制限について

① 全ての地域・広告物に対する共通基準

- ・都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- ・原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。
- ・表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。
- ・蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- ・照明を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。
- ・ネオンサインまたはこれに類するものにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

屋外広告物指導の現状と課題

現状

法改正により市町村で屋外広告物行政を行うことができ、きめ細やかに広告物の指導を行えるようになったこと。

事業者への周知啓発による広告業者の自助努力

許可基準や手続きを遵守する環境が整ってきている。
しかしながら、以下の4点が現状の課題として挙げられる。

課題

1: 未申請自家用広告物への指導。

2: 違反業者への指導。

3: 広告物の維持管理の啓発。(看板落下事故を受けて国からの指導がある。)

4: 違反指導を行うため、また遵法業者へ適確な指導を行うため、**許可基準の不明確な部分や現状にすぐわない箇所は、極力早期に見直す。**

解決策

1、2は県および市の対応
3は市および業界団体との啓発により解決を図る

市屋外広告物条例第29条第3項により
景観審議会の意見聴取が必要

現在の課題に関する基準の見直しが特に必要な項目

1 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理

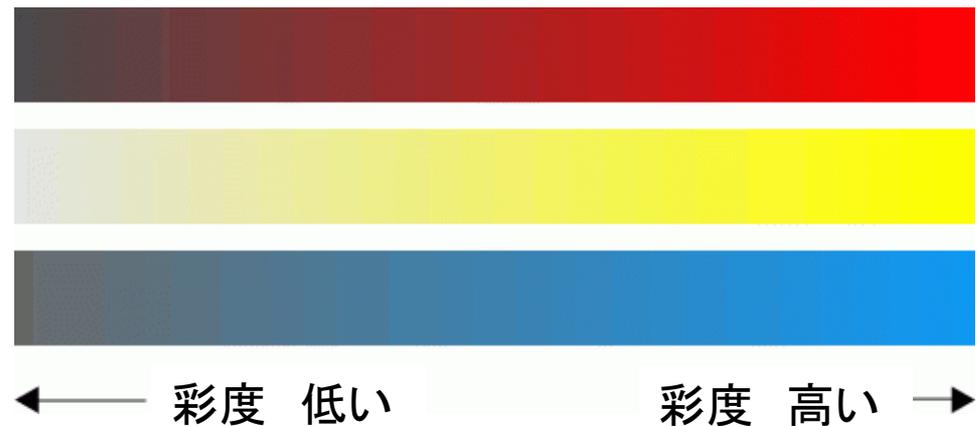
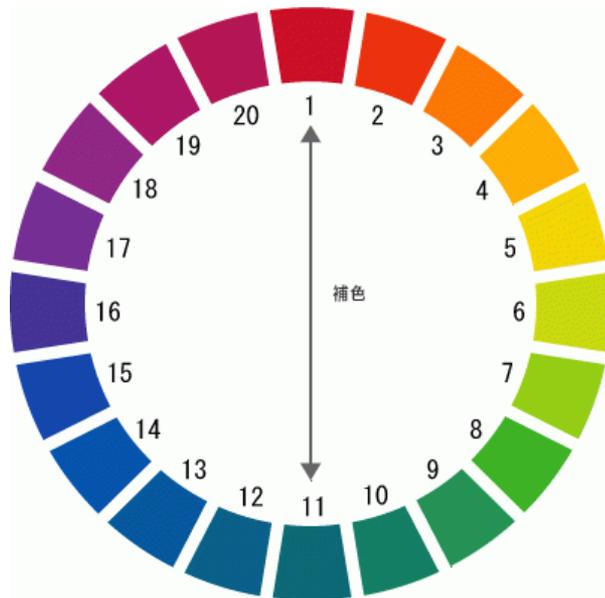
⇒ 「下地等」を定義し、併せて色彩規制について整理する

2 広告物相互間距離規制の見直し

⇒ 高速道路、新幹線からの広告物相互間距離基準の廃止

2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理②

- **色相**とは赤、青、緑のような色味の違いのことを表し、イメージの違いを最も表現することが出来る属性です。
- **彩度**とは色の鮮やかさを表す属性で「高い」「低い」でその度合いを表します。彩度が最も高い色は鮮やかな原色となり、彩度が低くなるにつれてくすんだ色みを感じない色に変化し、最後には無彩色になります。



2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理③

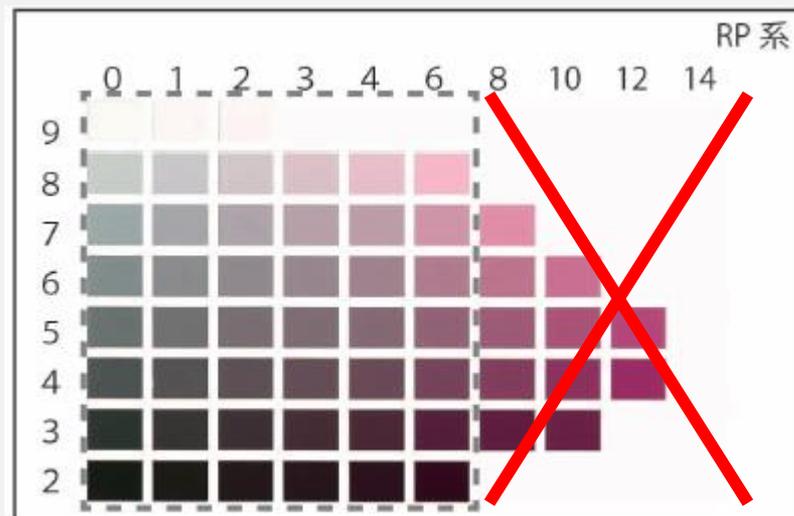
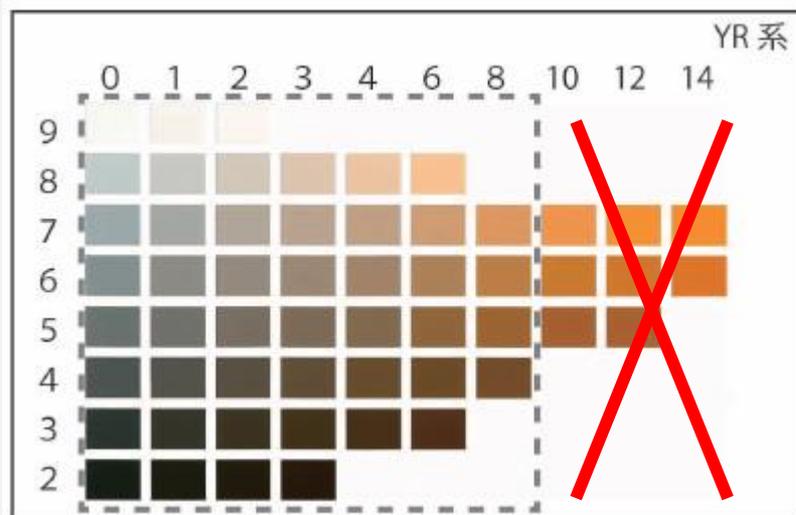
2 表示面の下地の色彩規制

モデル
地区

● 広告物の下地には、次の色彩は用いない。

・ YR系 … 10以上

・ GY系 … 8以上



その他
区域

● 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しない。

2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理④

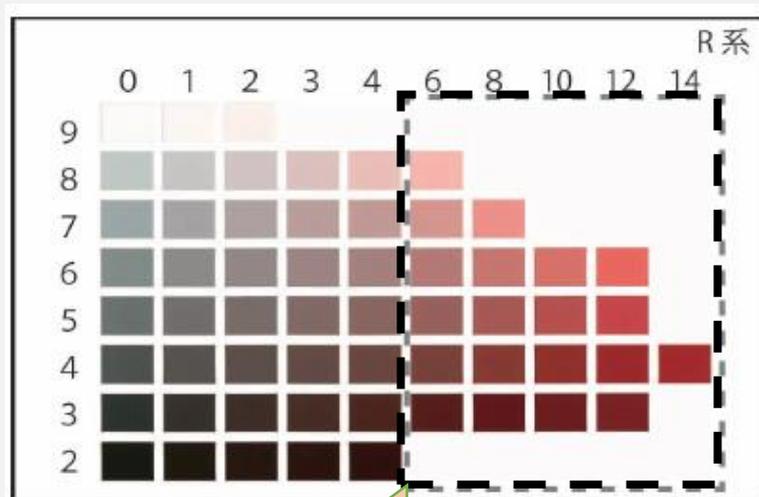
3 表示面の下地以外の部分の色彩規制

モデル
地区

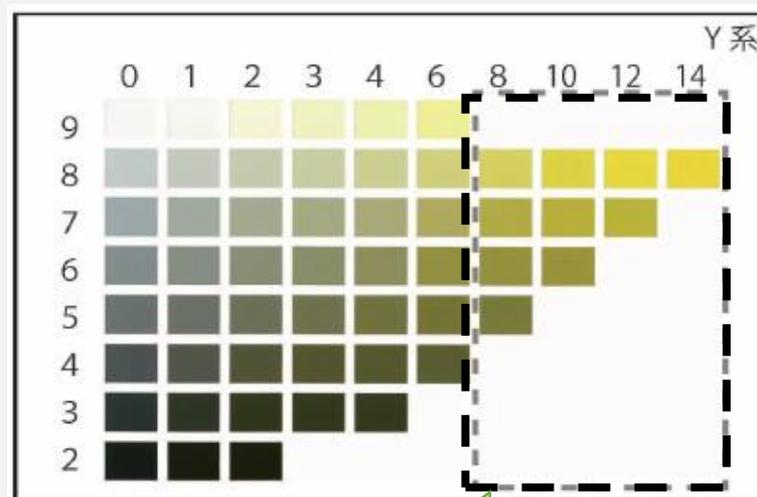
●表示面の下地以外において、次に示す高彩度色を使用する場合は、
広告物の面積の2分の1を超えることができない。

・R系 … 6以上

・R系以外 … 8以上



規制対象



規制対象

その他
区域

●表示面の下地以外の部分において高彩度色を使用する場合は、
その表示部分を最小にとどめること。

2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理⑤

4 規制の現状と課題

市条例規則では、下地に色相区分に応じ、色彩の上限が定められています。ただし下地の定義はなされていないことから、規則の内容を補足する屋外広告物ガイドラインに下記が図示されています。



茶色が主要な下地



緑色が主要な下地

○ 広告物の主要な下地として、

0.1YR～10Yの色彩は彩度10を超えない、

0.1GY～10Rの色彩は彩度8超えを用いないようにする

この主要な下地の記載から、看板面積の半分以上を占める色が下地と判断し、過半がなければ下地がないと現在判断しています。その判断とすると、下図のような一つ一つの色相がはっきりした高彩度ですが、過半を占める色がなくことから下地がなく可能になります。色規制区域にはそぐわないと考えられます。



2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理⑥

5 課題への対応

課題への対応① 広告物の「下地」を定義します。

下地

=表示面のうち、文字、記号、図形(※1)、イラストまたは写真(※2)(以下「文字等」という。)を除く部分



※下地に該当するものの例
広告物の地色
文字等の背景色 など

※1 図形については案内図板で矢印の表示を推奨していることから、下地色の規制対象から除外します。

※2 イラストおよび写真は、複数の色を用いて用いられる例が多数見受けられ、全ての色彩について規制の対象とするのは困難であることから、下地色の規制対象の適用除外とするとともに、**使用範囲は「色彩基準に適合しない」部分とみなします。**

2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理⑦

5 課題への対応

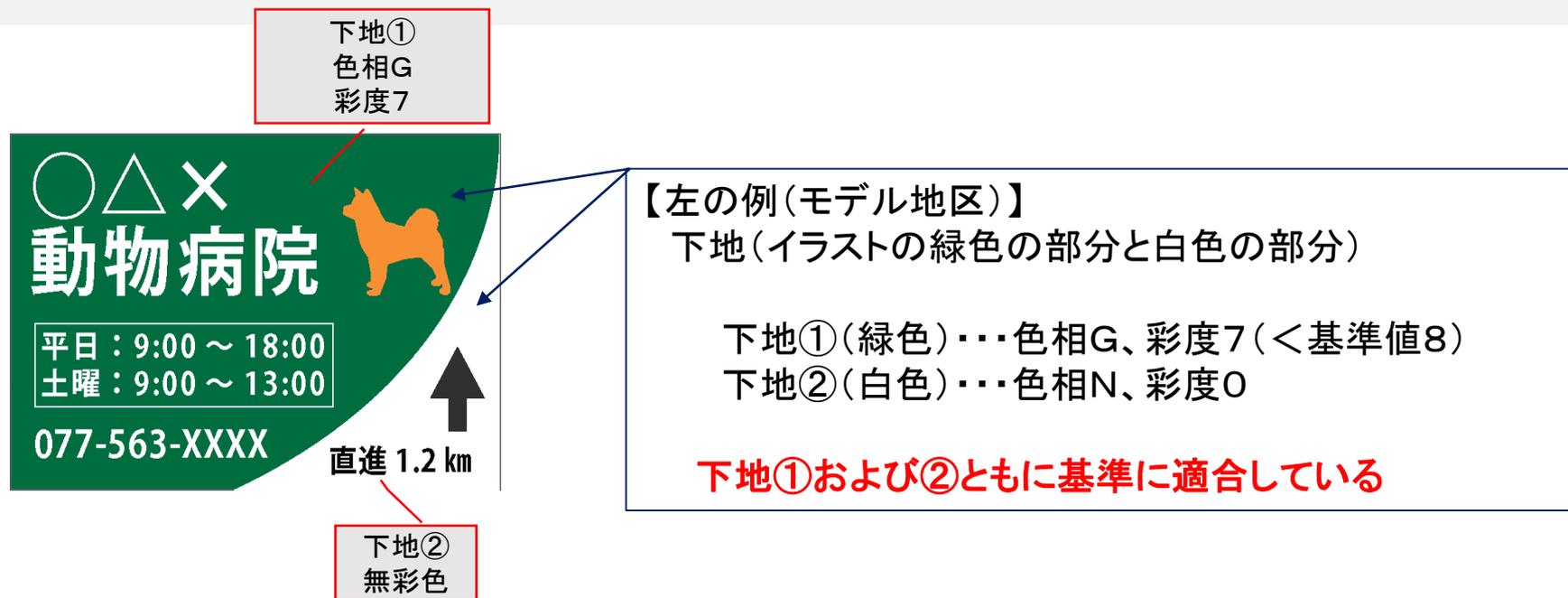
課題への対応② ①により、現行基準の適用範囲が変わります。

モデル地区

- 広告物の下地には、次の色彩は用いない。
 - ・YR～Y系 … 10以上
 - ・GY～R系 … 8以上

その他区域

- 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しない。



2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理⑧

5 課題への対応

課題への対応② ①により、現行基準の適用範囲が変わります。

モデル地区

- 表示面の下地以外において、次に示す高彩度色を使用する場合は、
広告物の面積の2分の1を超えることができない。
 - ・R系 … 6以上
 - ・R系以外 … 8以上

その他区域

- 表示面の下地以外の部分において高彩度色を使用する場合は、
その表示部分を最小にとどめること。



【左の例(モデル地区)】

下地以外の部分
(文字、記号、イラスト、図形、写真)

文字…「○△×動物病院～他」…色相N、彩度0

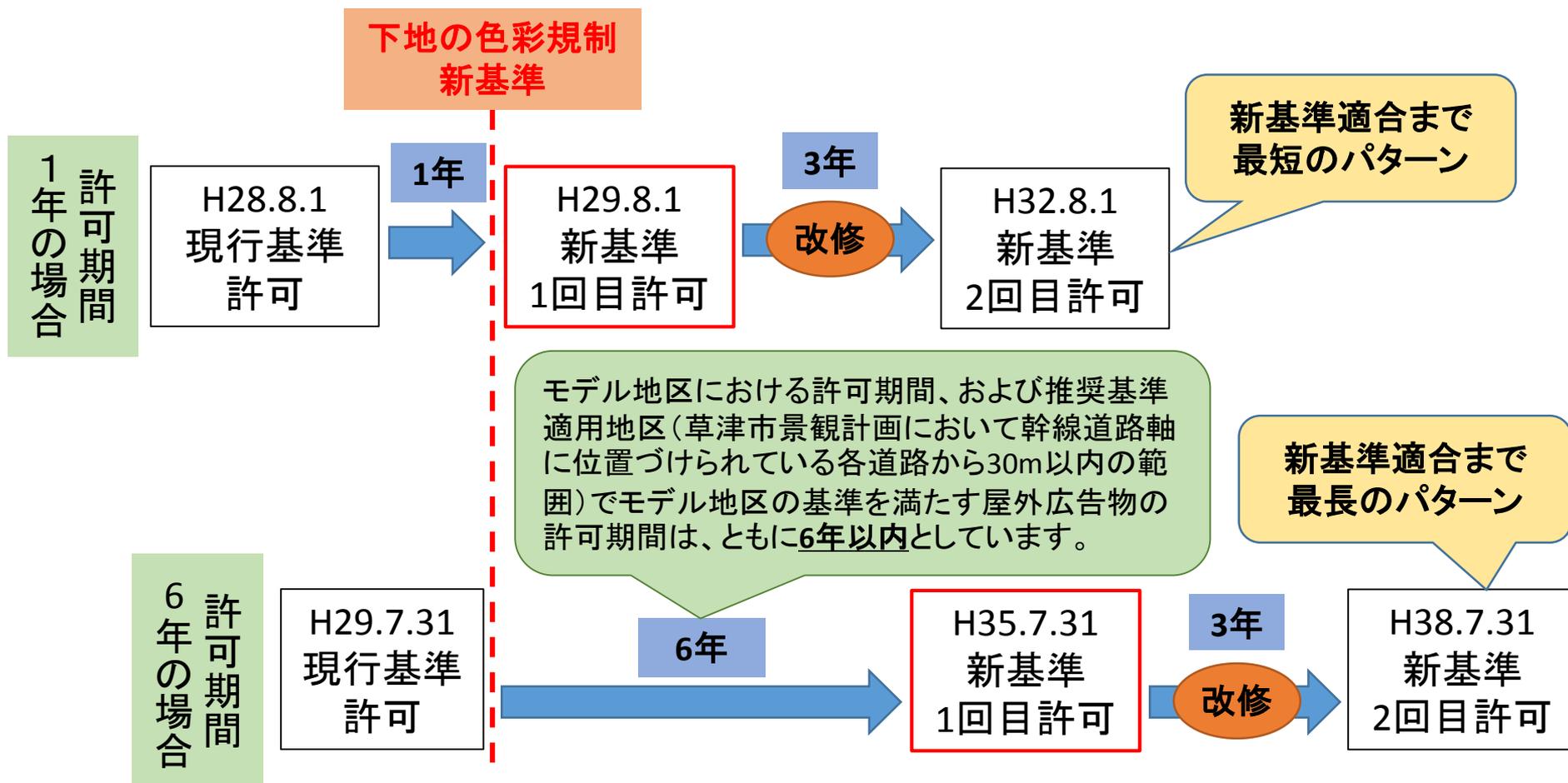
イラスト…右上の犬のイラスト …色相YR、彩度9

下地以外の部分が広告物の面積に占める割合が
2分の1以下であることが明確なため、基準に適合

2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理⑨

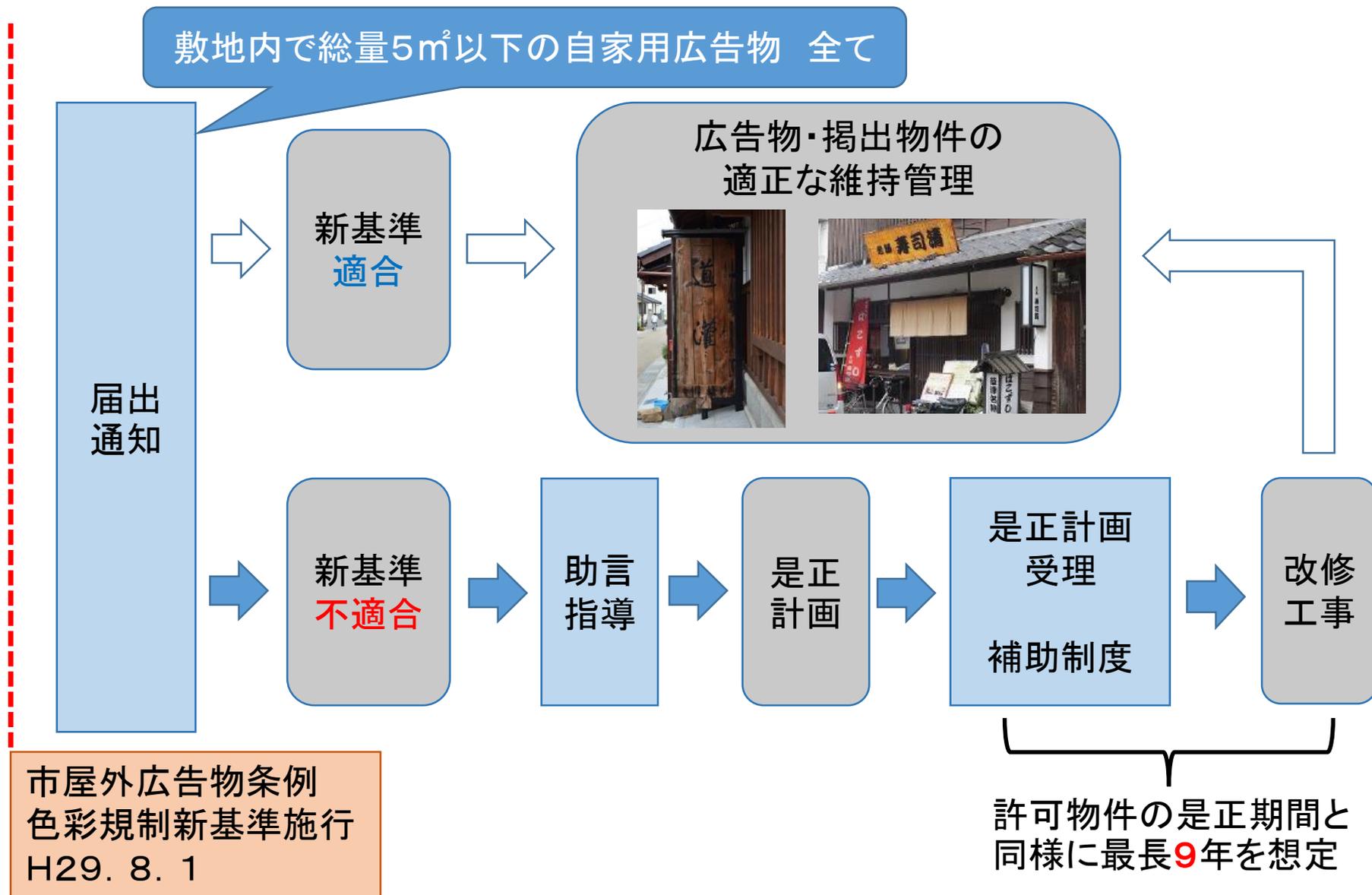
下地の色彩規制の適用における経過措置について

現行の草津市屋外広告物条例において適法に掲出されている屋外広告物のうち、下地の色彩規制の新基準に適合しなくなるものについては、原則として、**新基準が施行されてから1回目の許可より3年後**までに改修を行うこととします。また、許可期間を6年に延長している広告物についても、新基準適合化への経過措置期間は3年とします。



2 広告物の下地の明確化と色彩規制の整理⑩

○広告規制型景観形成地区（モデル地区）の既存広告物の届出制度および是正スキーム



2 広告物相互間距離の規制の現状①

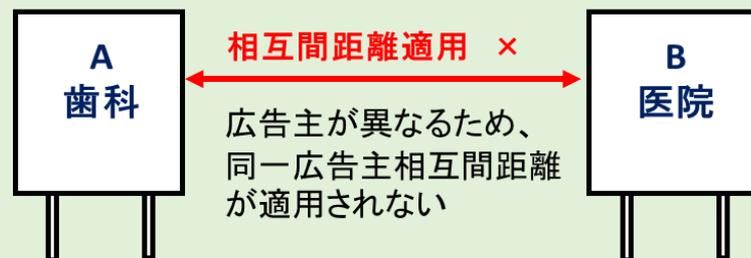
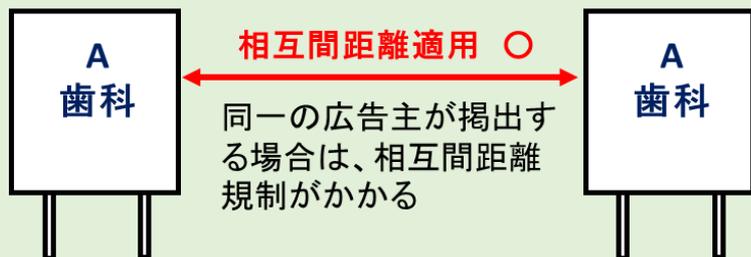
1 規制の現状

相互間距離規制とは・・・

非自家用の野立広告物の乱立を防ぐため、区域に応じて広告物相互間を一定の距離で離す規制

禁止地域、モデル地区、第1種許可地域

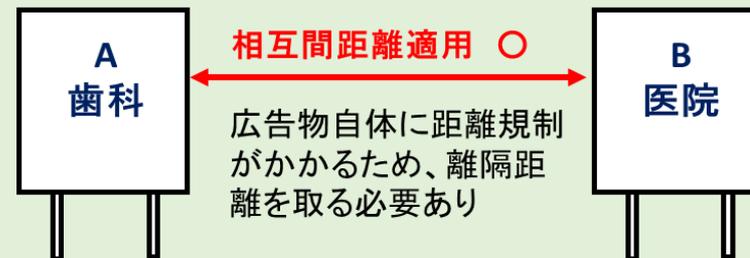
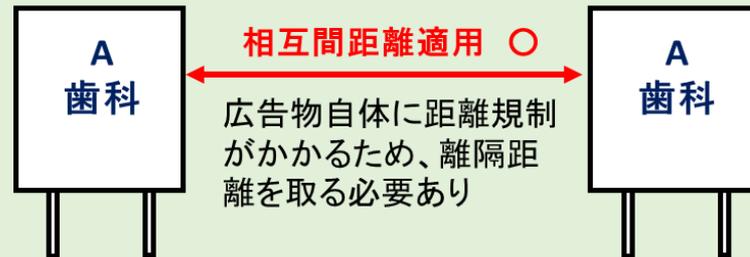
主要な交差点などにおいて、最低限案内図板としての要件を満たす広告物については、同一箇所複数設置することがやむを得ないとして、同一の広告主間において相互間距離の規制を適用する



規制基準・・・厳しい(要案内図板)
距離規制・・・ゆるやか

第2種・第3種 許可地域

幹線道路以外の場所における広告物の乱立を防ぐため、また、高速道路や新幹線から見たときの広告物の乱立を防ぐため、区域に応じて広告物自体の相互間距離を規制する

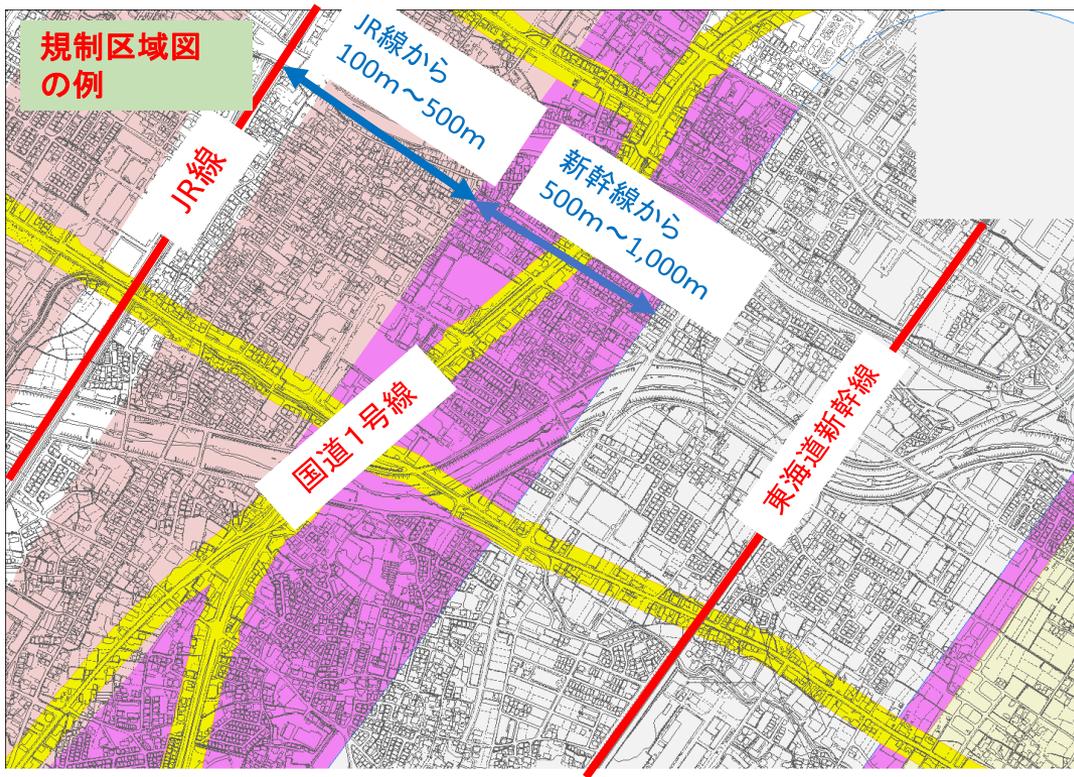


規制基準・・・ゆるやか
距離規制・・・厳しい



2 広告物相互間距離の規制の現状②

適用区域	具体的な適用範囲	相互間距離規制の内容	
		同一広告主	異者広告物
第1種許可地域内	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の幹線道路軸(主要な道路)から30m以内 ・JR琵琶湖線から100m以内 ・名神、新名神高速道路または東海道新幹線から500m以内 	○(100m)	×
モデル地区・禁止地域内	琵琶湖岸、都市公園、都計道大江霊仙寺線沿い	○(500m)	×
第2種・第3種許可地域	国道1号線・指定道路から30m500m以下の範囲(ピンク)	○(100m)	○(100m)
	JR琵琶湖線から100mを超え500m以下の範囲(ピンク)	○(100m)	○(100m)
	東海道新幹線 から500mを超え1,000m以下の範囲(紫)	○(300m)	○(300m)
	高速道路 から500mを超え1,000m以下の範囲(紫)	○(300m)	○(300m)



左の図で、
紫色が東海道新幹線からの
広告物相互間距離の適用される区域

現状、東海道新幹線からの規制が店舗や事業所の多い国道1号線付近まで適用されている。

ピンク色がJR線、国道からの
広告物相互間距離の適用される区域

同じく、駅前や国道1号線付近まで規制がかかっている。

※**広告物相互間距離**：

広告主が同一・異者に関わらず、広告物自体の相互間距離を示す

同一広告主相互間距離：

同じ広告主が掲出する広告物同士の相互間距離を示す

禁止地域1

- 草津市景観計画に定める琵琶湖岸ゾーン

禁止地域2

- 第1・2種低層住居専用地域 ●風致地区 ●指定文化財の周囲50m ●史跡名勝天然記念物の指定範囲 ●琵琶湖国定公園特別地域 ●景観計画に定める河川・緑軸 ●名神・新名神高速道路 ●都市公園・緑地 ●古墳および墓地

第1種許可地域

- 草津市景観計画で定める幹線道路軸または県道大津能登川長浜線の道路境界から30m以内 ●鉄道から100m以内 ●名神・新名神高速道路または東海道新幹線から500m以内の地域

第2種許可地域

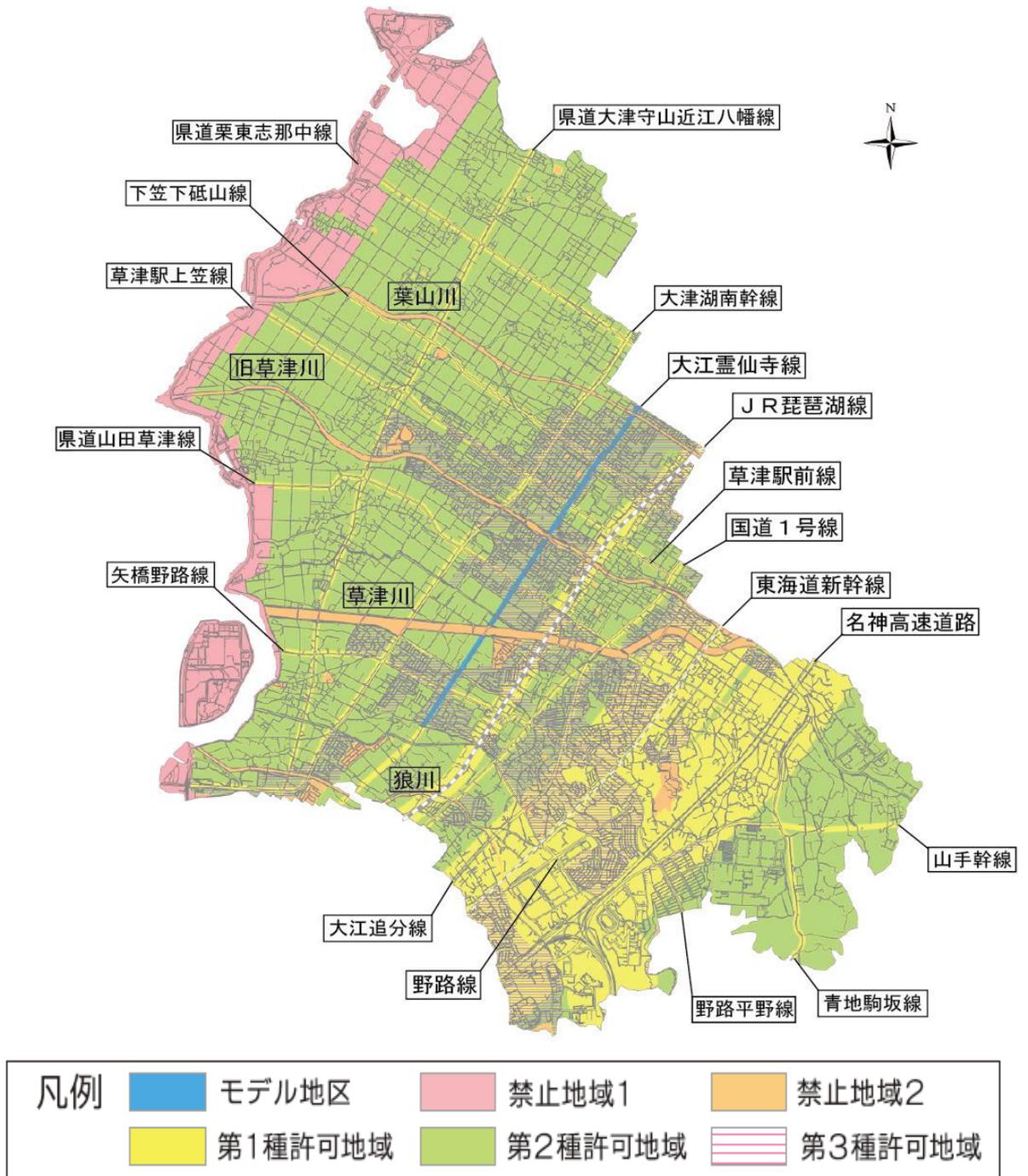
- 第1種許可地域およびモデル地区以外の地域

第3種許可地域

- 第1種許可地域および第2種許可地域のうち住居系用途地域^(※)の区域

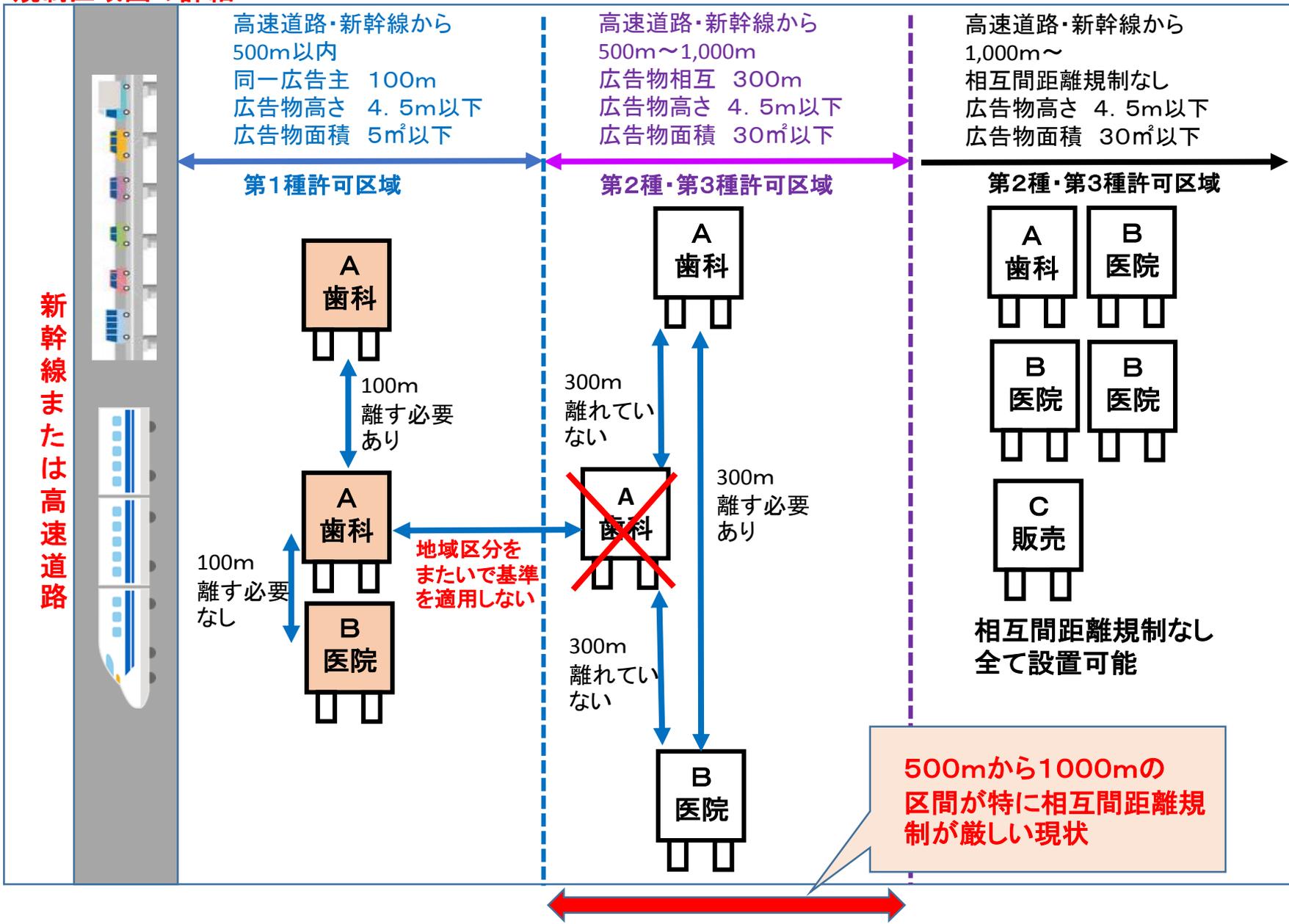
広告規制型景観形成地区(モデル地区)

- 都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30m以内の地域



2 広告物相互間距離の規制の現状③

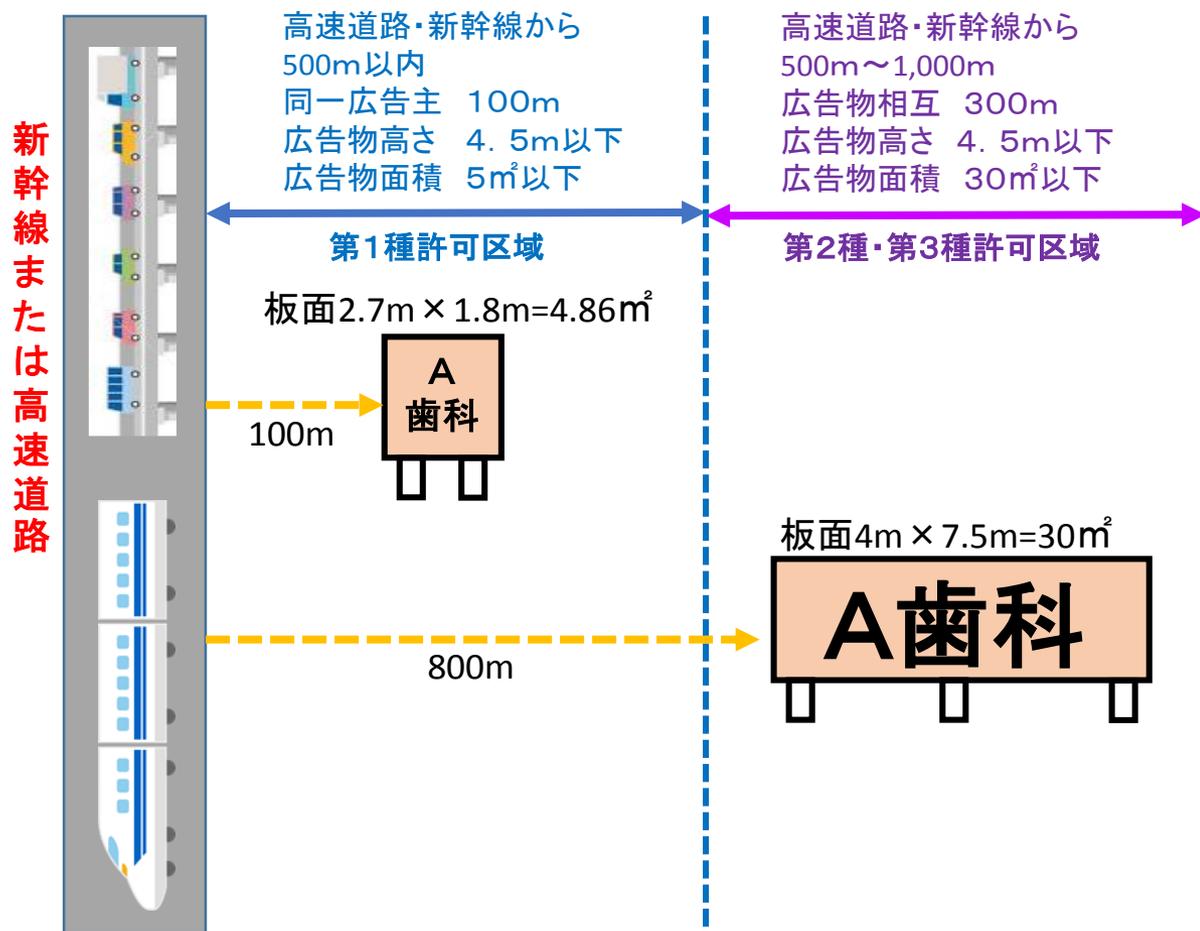
規制区域図の詳細



2 広告物相互間距離の規制の課題①

2 課題と対応

- ① 500m～1,000mの区間における規制の目的は、新幹線または高速道路から視認できる範囲内での広告物の乱立を規制するものであるが、高さや表示面の面積に制限があり、500m以上離れた広告物の表示内容が視認できるのか。



公共サインの視認性の基準

⇒ 視距離に応じた必要な
文字の大きさの目安

「文字の高さ × 250 = 可読距離」
※ アルファベットは上の式の75%

「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」より

左の例の場合、可読距離800mの
文字の高さは、

和文字

$$800\text{m} / 250 = 3.2\text{m}$$

アルファベット

$$800\text{m} / 250 \times 0.75 = 2.4\text{m}$$

となり、基準に適合する寸法で板面に3～4文字程度しか表示できなくなる。

2 広告物相互間距離の規制の課題②

2 課題と対応

- ② 高速道路または新幹線から500m以内の範囲でも、第1種許可地域のうちで住居系の用途地域は第3種許可地域となることから、相互間距離の規制が適用される範囲が申請者にとってわかりにくい



2 広告物相互間距離の基準の見直し

課題への対応 広告物相互間距離の規制を見直します。

東海道新幹線および名神・新名神高速道路から500mを超え1,000m以下の範囲内において、広告物相互間距離の規制を適用しないこととします。

適用区域	具体的な適用範囲	相互間距離規制の内容	相互間距離規制の内容
第1種許可地域内	・景観計画の幹線道路軸(主要な道路)から30m以内 ・JR琵琶湖線から100m以内 ・名神、新名神高速道路から500m以内	同一広告主相互間 100m	同一広告主相互間 100m
モデル地区・禁止地域内	琵琶湖岸、都市公園、都計道大江霊仙寺線沿い	同一広告主相互間 500m	同一広告主相互間 500m
第2種・第3種許可地域	国道1号線・指定道路から30m500m以下の範囲(ピンク)	広告物相互間 100m	広告物相互間 100m
	JR琵琶湖線から100mを超え500m以下の範囲(ピンク)	広告物相互間 100m	広告物相互間 100m
	東海道新幹線から500mを超え1,000m以下の範囲(紫)	広告物相互間 300m	適用しない
	高速道路から500mを超え1,000m以下の範囲(紫)	広告物相互間 300m	適用しない

